解散公告

当社は、平成二十六年十二月二十九日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月五日

和歌山県西牟婁郡白浜町八六八番地の三九

株式会社ジョイフル明光

代表清算人　斎田　稔

解散公告

当社は、平成二十六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月五日

長崎ＬＮＧトランスポート株式会社

代表清算人　山内　成広

解散公告

当社は、平成二十六年十二月八日開催の株主総会の決議により、平成二十六年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月五日

福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目五番二号

Ｔビル五階

株式会社ジャネックス

清算人　川上　繁幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月五日

鹿児島市南栄三丁目一四番地

タイヨーネット株式会社

代表清算人　清川　和彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月五日

鹿児島市南栄三丁目一四番地

株式会社アグリ太陽

代表清算人　清川　和彦

解散公告

当社は、平成二十六年十二月二十六日開催の株主総会の決議により平成二十六年十二月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月五日

沖縄県那覇市田原一丁目二番地の二

有限会社オーテック

清算人　具志堅全順

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年十二月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月五日

仙台市泉区高森二丁目一番地三九

職業訓練法人仙台都市圏職業訓練協会

清算人　細井　実

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年十二月十八日茨城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月五日

茨城県ひたちなか市東石川二丁目一〇番一号ひたちなか市都市整備部内

ひたちなか市西古内土地区画整理組合

代表清算人　清水　武彦

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年十一月二十八日多摩市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月五日

東京都多摩市諏訪二丁目二番地Ｃ棟管理事務室　諏訪2丁目住宅マンション建替組合

代表清算人　加藤　輝雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目三番地一、最後の住所青森県上北郡おいらせ町住吉三丁目五〇番地一〇二三

被相続人　亡　酒井　久枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月五日

青森県三沢市桜町二丁目二番一七号　弁護士法人青空と大地三沢事務所

相続財産管理人　弁護士　橋本　明広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市境伊与久七九七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　松村　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月五日

群馬県伊勢崎市本町二番地一〇

相続財産管理人　弁護士　金井　勇樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県米沢市通町四丁目一五番地七、最後の住所埼玉県さいたま市南区白幡四丁目一番二四―七〇六号　被相続人　亡　小澤　和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月五日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目一番一六号　浦和大熊ビル三階

相続財産管理人　弁護士　若狭　美道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市岩槻区大字南平野七九九番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　榎本　孝司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月五日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目三番一九号　新高砂ビル三階

相続財産管理人　沼尻　隆一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県入間市大字仏子一〇九二番地一、最後の住所埼玉県入間市大字仏子一〇九〇番地五　インターエリアビル二〇一号

被相続人　亡　加藤　竹男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月五日

埼玉県所沢市松葉町一一番九号　ピースセンター　相続財産管理人　天野麻依子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市平蔵六〇八番地、最後の住所神奈川県海老名市東柏ケ谷四丁目九番一二―二〇二号　被相続人　亡　竹下　政男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月五日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マーキュリー千葉九階みどり総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山村　清治